

行政事業レビューシート (国土交通省)

予算事業名	景観・歴史的環境形成総合支援事業	事業開始年度	景観形成総合支援事業：H19年度 歴史的環境形成総合支援事業：H20年度	作成責任者		
担当部局庁	都市・地域整備局	担当課室	公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室	課長 小林 昭		
会計区分	一般会計	上位政策	景観に優れた国土・観光地づくりを推進する			
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	-	関係する計 画、通知等	景観法・地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まち づくり法) 新成長戦略(基本方針)～輝きのある日本へ～ 社会資本整備重点計画			
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	H16に制定された景観法の活用を通じた良好な景観の形成、及びH20に制定された歴史まちづくり法に基づく国指定・選 定文化財周辺における貴重な歴史的建造物の保存・活用を通じた歴史的環境の形成により魅力あるまちづくりを推進 し、もって地域振興、活性化を促進する。					
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成総合支援事業は、景観計画を策定した市町村等を対象に、景観重要建造物及び景観重要樹木の保全活用 や景観の阻害要因の解消等の取組に対し、総合的に支援。(補助率:必須事業1/3 選択事業1/3) ・歴史的環境形成総合支援事業は、歴史まちづくり法に基づき、歴史的風致維持向上計画について国土交通大臣・文部 科学大臣・農林水産大臣の認定を受けた市町村等を対象に、認定計画に位置づけられた歴史的風致形成建造物の復 原、修理及び周辺の景観の改善、景観規制の強化や伝統行事の継承等の取組について、総合的に支援。(補助率:コ ア事業1/2 附帯事業1/3) 					
実施状況	H19年度からH21年度までにおける景観・歴史的環境形成総合支援事業の実施市町村数は以下のとおり。					
		19年度	20年度	21年度	21年度	
	景観形成総合支援事業	8市町村	15市町村	19市町村	19市町村	
	歴史的環境形成総合支援事業	-	6市町村	12市町村	12市町村	
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	200	930	1,000	850	
	執行額	31	527	919		
	執行率	15.7%	56.7%	91.9%		
	総事業費(執行ベース)	-	-	-		
自己点検	支出先・ 用途の把 握水準・ 状況	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、地方公共団体(市町村)に対する補助事業であり、支出先である市町村の申請に基づき個々の市町村に対 し、補助対象経費である景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の修理等に対し補助金の交付を決定している。 ・景観形成総合支援事業においては市町村が事前に事業計画を作成し大臣の承認を得ることとし、歴史的環境形成総 合支援事業においては認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づき国土交通大臣が文化庁と協議の上で事業個所 選定を行っており、補助金交付の際に事前に用途を把握するとともに、事後にも完了検査を実施することにより、事業目 的に沿った効果的な使われ方になっていることを確認している。 ・さらに、歴史的風致維持向上計画については、事業の実施状況や景観規制の実施、文化財の保存等の計画に位置づ けられた各種取組について、文化庁、農林水産省と連携し毎年度フォローアップを実施している。 				
	見直しの 余地	<ul style="list-style-type: none"> ・実際の執行事例をみると、全体事業費のうち選択(附帯)事業の割合が必須(コア)事業に比べ高い事例もみられるが、 今後、景観計画や歴史的風致維持向上計画の策定市町村の増加に伴い支援要望額が増加していくことが想定されるこ とから、景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の保存と、当該建造物の周辺の景観コントロールや歴史的風致を形 成する伝統的活動の支援といった制度目的をより効果的に達成するため、選択(附帯)事業については制度目的に直接 寄与するもの(景観や歴史的風致の阻害要因の解消、景観保全のための活動支援等)に限定する見直しを検討する。 				
予算 監視の 所見率						
補 記	<ul style="list-style-type: none"> ・景観法に関しては、これまでの取組により、景観計画策定団体数もH22.4.1現在で228となるなど、景観法の活用も着実に進められ てきており、社会資本整備重点計画において景観計画に基づき取組を進める地域の数を500とする目標を設定している。 ・歴史まちづくり法に関しては、歴史的風致維持向上計画認定市町村もH22.4.1現在で16となっており、さらに歴史的風致維持向上 計画の関係大臣認定を希望する市町村も約100に及んでいる。 ・国土交通省成長戦略においても、「歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画の認定を受けた都市において、民間活力 を活用した歴史的街並みの保全・活用の仕組みづくりを支援する」とされている。 <p>【予算科目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・046 景観形成推進費 <ul style="list-style-type: none"> ・95 景観に優れた国土・観光地づくりの推進に必要な経費 (21年度予算額) (21年度決算見込額) ・95016-2405-16 景観・歴史的環境形成総合支援事業費補助金 1,000百万円 919百万円 					

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

国土交通省
919百万円

景観・歴史的環境形成総合支援事業の指導及び助成

【補助】

A.地方公共団体(28団体)
919百万円

歴史的風致形成建造物及び景観重要建造物等の修理等を実施

【間接補助】

B.民間団体等(44団体)
85百万円

歴史的風致形成建造物及び景観重要建造物等の修理等を実施

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごと
 に最大の金額が支出さ
 れている者について記
 載する。使途と費目の
 双方で実情が分かる
 ように記載)

A.桜川市			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
景観・歴史的環境形成総合支援事業費補助金	歴史的環境形成総合支援事業 (歴史的風致形成建造物の修理等)	186			
景観・歴史的環境形成総合支援事業費補助金	景観形成総合支援事業 (建築物及び工作物等に係る景観の阻害要因の解消等)	9			
計		195	計		0
B.宗教法人 八幡宮			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
景観・歴史的環境形成総合支援事業費補助金	歴史的環境形成総合支援事業 (歴史的風致形成建造物の修理)	20			
計		20	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

【別紙】

A.地方公共団体(28団体) 919百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	桜川市	195
2	金沢市	152
3	亀山市	128
4	高山市	66
5	彦根市	64
6	萩市	57
7	犬山市	41
8	唐津市	38
9	佐川町	30
10	水戸市	25

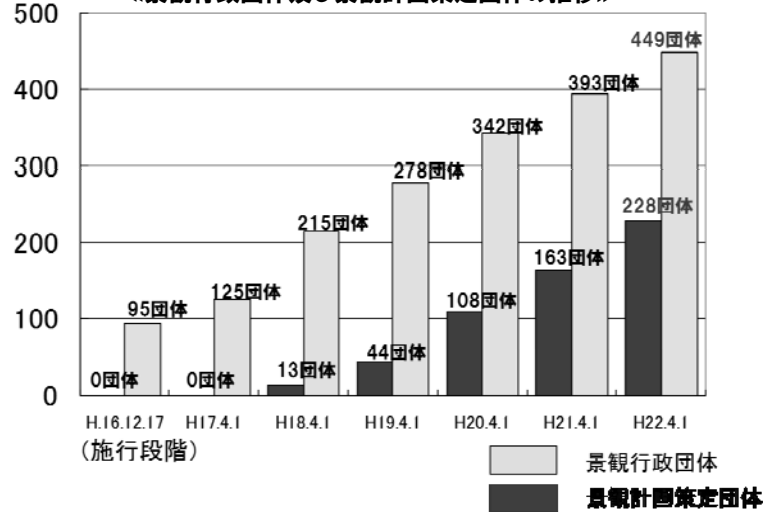
B.民間団体等(44団体) 85百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	宗教法人 八幡宮(水戸市)	20
2	日本大通りフラワーアートイベント 実行委員会(横浜市)	10
3	宗教法人 上野八幡神社(金沢市)	4
4	西料亭組合(金沢市)	3
5	宗教法人 観音院(萩市)	3
6	月桂冠株式会社(京都市)	3
7	宗教法人 宗猷寺(高山市)	3
8	個人(箕面市)	3
9	個人(長野市)	3
10	個人(京都市)	2

景観法及び歴史まちづくり法の制定と景観・歴史的環境形成総合支援事業

H16に景観法が制定され、地域において総合的に良好な景観形成を行うための法的な枠組みが整えられるとともに、H20に歴史まちづくり法(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律)が制定され、予算措置も含め文化財行政とまちづくり行政の連携による歴史的風致の維持及び向上に関する支援制度が整えられた。

- ・H16に景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定され、これにより法律の裏付けがある景観規制が可能に
- ・H19に景観形成総合支援事業を創設し、景観法の活用を支援
- ・景観法を活用した取組を進める地方公共団体が着実に増加

(団体数) <<景観行政団体及び景観計画策定団体の推移>>



社会資本整備重点計画 (H21.3.31)

景観計画に基づき取組を進める地域の数を、H24に500とする

国土交通省成長戦略 (H22.5.17)

歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画の認定を受けた都市において、民間活力を活用した歴史的街並みの保全・活用の仕組みづくりを支援する

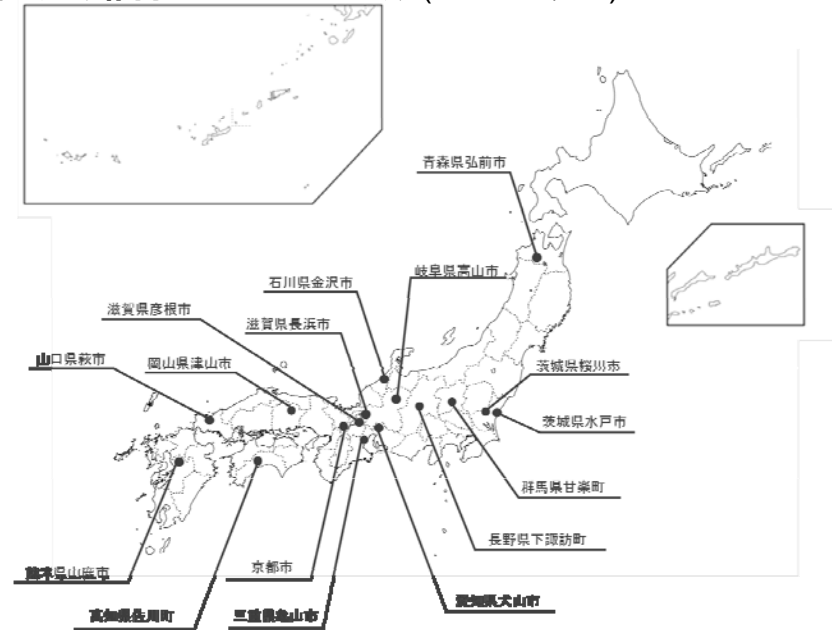
- ・H20に歴史まちづくりの支援制度として「歴史まちづくり法」が制定され、あわせて歴史的環境形成総合支援事業が創設
- ・計画の大臣認定を受けた市町村は16に増加、認定を希望する市町村も約100に及ぶ

歴史まちづくり法の計画認定

国指定・選定文化財を有する市町村が歴史的風致維持向上計画を策定し、国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣から計画の認定を受ける



歴史的風致維持向上計画認定状況(H22.4.1現在)



景観・歴史的環境形成総合支援事業の概要

目的

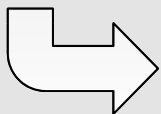
景観法の活用を通じた良好な景観の形成、及び歴史まちづくり法に基づく国指定・選定文化財周辺における歴史的建造物の保存・活用を通じた魅力あるまちづくりを推進し、もって地域振興、活性化を促進する。

【景観形成総合支援事業】 ～景観法の活用に関する支援～

景観法に基づく
景観計画の作成



景観計画区域にお
ける景観重要建造
物・樹木の指定



必須事業 補助率1/3

○景観重要建造
物の修理、買取
又は移設



旧種練兵場（岩手県盛岡市）

○景観重要樹木の
枯損・倒伏防止
措置又は買取



樹齢420年の蘇武橋工ノキ
（奈良県橿原市）

選択事業（必須事業と併せて行う必要のある事業）補助率1/3

○建築物、工作物等に係る
景観の阻害要因の解消



景観重要建造物周辺
の景観を阻害している
瓦葺の撤去を実施
（北海道黒松町）

○良好な景観を活用し交流人口
の拡大を図る施設の整備



景観重要建造物の修理
にあわせ、散策园路及
び休憩施設を設置
（石川県金沢市）

○良好な景観の形成に資す
る活動支援



景観規制への理解を深
めるため、景観重要建
造物の修理等にあわせ、
住民報告会を開催
（和歌山県高野町）

○公共公益施設の高質化



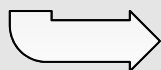
景観重要建造物の修理に
あわせ、街全体の景観の
改善を図るため、役場前
広場を整備
（北海道東川町）

【歴史的環境形成総合支援事業】 ～歴史まちづくり法に基づく支援～

歴史まちづくり法に
基づく歴史的風致
維持向上計画の
大臣認定



認定計画の重点区
域内における歴史
的風致形成建造物
の指定



コア事業 補助率1/2

○歴史的風致形成建造物の修理、買取り
又は移設若しくは復原



月桂冠旧本社（京都市）



観音院観音堂（山口県萩市）



川縁米穀店（石川県金沢市）



佐々木邸（京都市）

附帯事業（コア事業と併せて行う必要のある事業）補助率1/3

○歴史的風致を損なっている
建造物の景観上の改善



歴史的風致を損なっ
ている建築物を、瓦
葺の印家の併並みに
あわせるよう修景
（京都市）

○コア事業等の対象施設の活用
を促進するための施設の整備



国登録有形文化財の
修理にあわせ駐車場
を整備
（三重県亀山市）

○コア事業等の対象施設の保存活用に係る活動支援



重点区域内で景観規
制を行うため、景観
計画決定のための啓
宣を実施
（岡山県津山市）

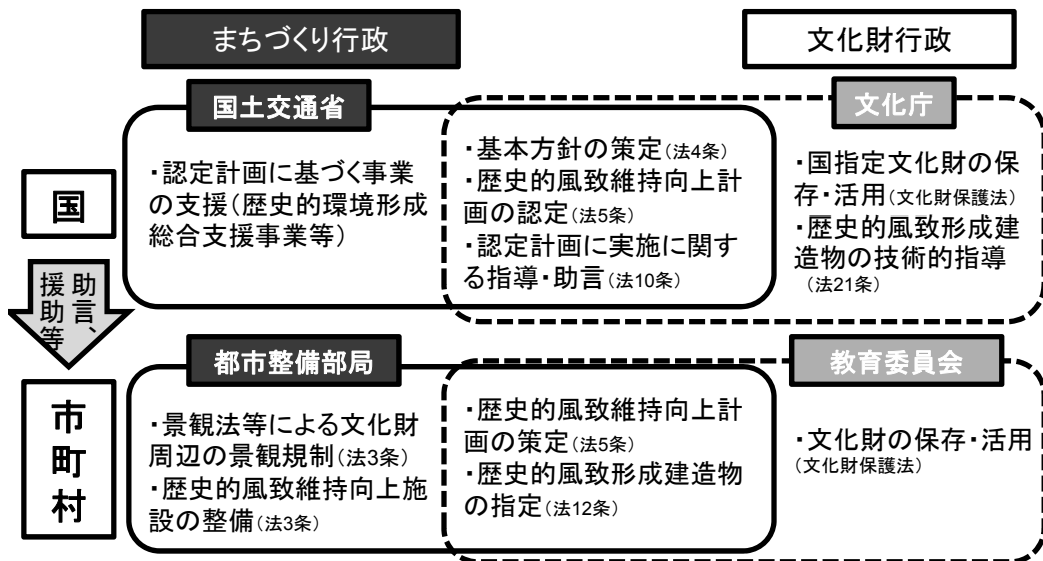


歴史的風致を形成す
る無形民俗文化財に
あたる伝統的な祭礼の
継承活動を支援
（長野県下諏訪町）

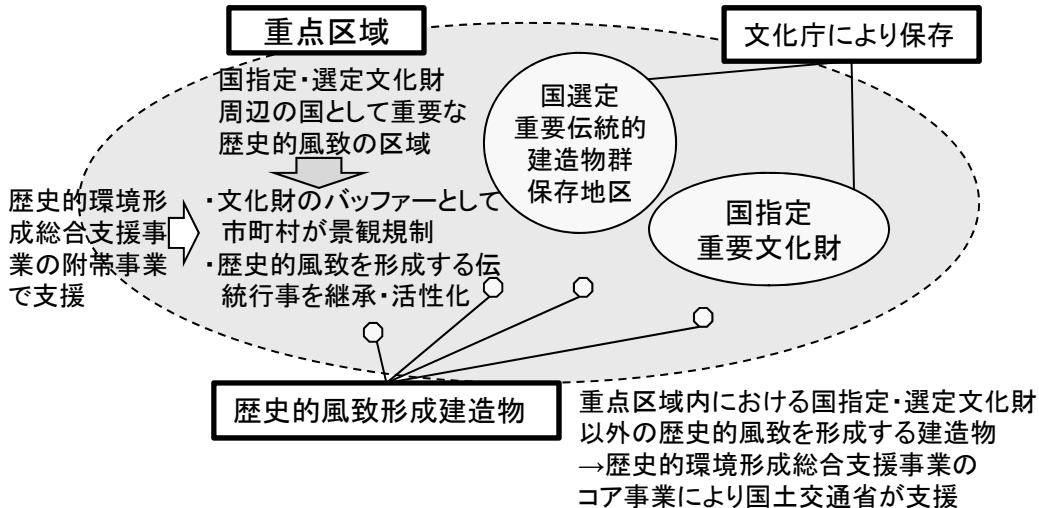
歴史まちづくり法における国、市町村の役割分担について

歴史まちづくり法は、国として重要な歴史的風致を維持向上するため、国指定・選定文化財を有する市町村によるまちづくり行政と文化財行政の連携による取組を、国と市町村が協力して推進する制度である。

歴史まちづくり法に基づく国・市町村の役割分担イメージ



認定計画概念図



金沢市の事例

- ・金沢市は、加賀藩の城下町としての都市構造や、城下町が醸成した伝統文化を今に残す我が国にとって貴重な歴史的風致を有している。
- ・「東山ひがし重要伝統的建造物群保存地区」や国指定重要文化財「金沢城石川門」などの文化財を含む歴史的まちなみが残るエリアを重点区域とした歴史的風致維持向上計画の認定を第1号で受けている。
- ・重点区域では、景観計画に基づく景観規制を実施したほか、文化庁事業による文化財の修理とあわせ、歴史的環境形成総合支援事業により国指定文化財以外の町家の修理や庭園の修理を実施している。

卯辰山山麓寺院群に位置する西養寺本堂の修理を実施
(歴史的環境形成総合支援事業)

金沢城公園における河北門と橋爪門の復原整備を実施
(石川県事業)

東山ひがし重要伝統的建造物群保存地区

主計町重要伝統的建造物群保存地区

東山ひがし重要伝統的建造物群保存地区付近の町家(福嶋邸)の修理を実施
(歴史的環境形成総合支援事業)

重要文化財金沢城石川門保存修理事業(文化庁事業)

加賀藩の家老である本多家の下屋敷跡に残る松風閣庭園の保存修理を実施(歴史的環境形成総合支援事業)

小立野台地

重点区域

[金沢城下町絵図:寛文8年(1668)]

景観・歴史的環境形成総合支援事業の実施例

彦根市の事例

国宝である彦根城天守を中心とした彦根城下町には、江戸時代以来の足軽屋敷の街並みが今も残されており、彦根城の石垣の保存修理とあわせ、現存する彦根藩足軽組屋敷である善利組の辻番所の修理を実施。



国宝 彦根城天守



善利組足軽組屋敷辻番所
(H20年度～H23年度)

高山市の事例

飛騨の中心である高山では、町家建築の重要文化財や2つの重要伝統的建造物群保存地区と国重要無形民俗文化財である高山祭の歴史的風致がみられる。

江戸期の豪商の邸宅跡である旧矢嶋邸を取得し、景観を阻害している既存の建築物を除去し、敷地内の土蔵を活用した施設整備を実施。



三町重要伝統的建造物群
保存地区と高山祭



矢嶋邸 (整備前)



整備後 (イメージ) (H20年度～H22年度)

京都市の事例

平安遷都以来1200年の歴史を有する京都市では、市内に多くの寺社や町家等が建ち並び、祭礼行事など日々の暮らしの中で京都市特有の歴史的風致を形成している。

これらの歴史的風致を維持向上していくため、新景観政策による景観規制とあわせ、町家等の歴史的建造物の修理・修景を実施。



祇園新橋伝統的建造物群保存地区



山鉾巡行



胡乱座 (うろんざ) (H21年度)

萩市の事例

毛利藩政期の城下町のたたずまいを今に残す萩市では、明治維新胎動の地として松下村塾を始め多くの国指定文化財を有している。

松陰門下生の旧宅や、萩を代表する景観の一つである観音院観音堂などについて修理を実施。



国指定史跡松下村塾



渡辺蒿蔵旧宅
(H20年度～H23年度)



観音院観音堂
(H21年度～H23年度)

論点等説明シート

事業名

景観・歴史的環境形成総合支援事業

担当部局庁

都市・地域整備局

事業についての論点等

景観計画や歴史的風致維持向上計画の策定市町村が年々増加し、歴史まちづくり法施行に伴う事業ニーズが高まる一方(図1)、厳しい財政状況から地域の要望に応じた予算の増加は困難である。執行状況をみると選択事業の割合が高い事例もみられることから(図2、3)、補助対象項目の絞り込み等、より重点的な事業執行を図るべきではないか。

○景観・歴史的環境形成総合支援事業の執行状況

図1. 景観形成総合支援事業と歴史的環境形成総合支援事業の執行額の推移(平成19年～平成21年度)

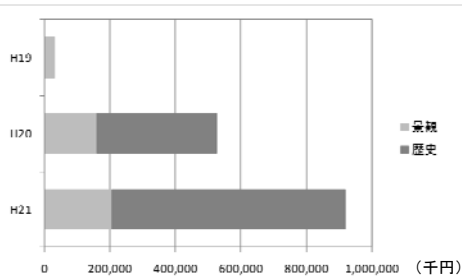


図3. 必須(コア)事業及び選択(附帯)事業の比率

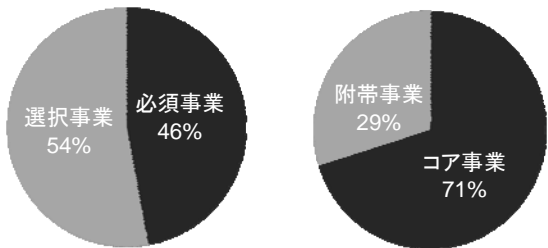
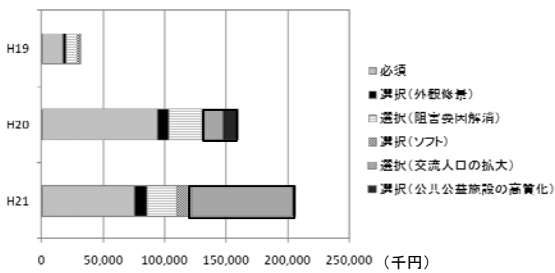


図2. 景観形成総合支援事業補助対象項目別の国費の推移(平成19年～平成21年度)



【必須事業より選択事業の割合が多い事例(A町)】

景観重要建造物の修理とともに、街全体で建物や広場の修景を実施。

【必須事業】



景観重要建造物の修理

【選択事業】

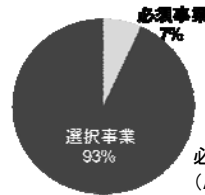


広場の高質化

【景観形成総合支援事業の選択事業の例】



景観重要建造物の修理にあわせて、散策園路、休憩施設等を設置



必須事業と選択事業の国費の比率 (A町: H19年度～H21年度合計)